

わたしたちは
いつの日か
"この故郷"で

ふるさと教育 プログラムツアー

日時

令和8年**8月20日【木】～8月22日【土】**の2泊3日(雨天決行)
※台風等で催行中止になった場合の振替はありません。

募集人数

5グループ(20名程度)(小学4年生以上～中学3年生まで)
※「3名以上」のグループでお申し込みください。

旅行代金

お1人様 **22,000円**(子供達だけで参加するツアーです)

阿南市



Voyage BMX SCHOOL

元全豪チャンピオン
BMXと世界を3年間「旅」した
人生観

阿南市



阿南市科学センター

直径7mのドーム(日亜プラネタリウム)でデジタル式のプラネタリウムを鑑賞。

海陽町



マリンジャム

海中観光船ブルーマリン号に乗船し、国内屈指のサンゴ群集が残る竹ヶ島海中公園を周遊。「島のちいさな水族館」では、サンゴやクマノミなどを見ることができます。

美波町



日和佐うみがめ博物館 カレッタ

未来へつなぐ うみがめからの
メッセージ。うみがめから学ぶ、
海の今・これから

牟岐町



シュノーケリング

牟岐の海にはたくさんの魚たちが
生息。漁師のガイドや牟岐の海を
知り尽くしたガイドと共に「海の
世界」をのぞいてみよう。

美波町



薬王寺

地元ボランティアガイド会の案内
による、厄除の寺として知られる
四国八十八ヶ所第23番札所薬王寺
の参拝。

那賀町



ドローン体験

「日本ドローンが飛ぶ町」を
目指す那賀町において、ドローン操
作を体験してみよう。

阿南市



Jパワー&よんでん Wānderland

みんなの生活を支える電気を作る
発電所を見学。

3日目

- ★「あいあいらんど」 発 (8:15)
- ★朝食 (もみじ川温泉)
・ドローン体験
- ★山のおもちゃ美術館
- ★昼食 (道の駅鷲の里)
- ★「J」パワー & よんでんワンダーランド」
・発電所見学
- ★「道の駅公方の郷なががわ」 着 (16:00)
- ★「徳島駅前」 着 (16:50)



●宿泊「あいあいらんど・コテージ」



●昼食「家形船」



株式会社エアトラベル徳島



本社：〒770-0847 徳島市幸町1丁目47番地3 スタッフクリエイトビル2F
観光庁長官登録旅行業代1982号 総合旅行業務取扱管理者：松田 佳子

<https://www.air-travel.jp/>

●募集型企画旅行契約：この旅行は、(株)エトラベル徳島(徳島市幸町1丁目47番地3スツアックイトビル2F 観光庁長官登録旅行業第1982号(以下当社といいますが)が実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。旅行契約は「記」にのべた、別添資料に旅行契約書(全巻)、出発日ごとに「お申し込みの旅行日程表」を添付し、各店舗及び各旅行代理店の取扱いとなります。●旅行のお申し込みと契約の成り立ち：①当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、お一人様につき2名の申込又は旅行代金全額をご入金ください。申込金は旅行代金、取消料及び送金料のそれぞれ一部として取り扱われます。●確定額、キャンセル、インターネットでの他の商品(手数料)にお申し込みを受け付けるとなっております。この場合、手数料の点で契約は成立しております。当社が旅行の承認の旨を旅行代金全額入金後3日以内に申込書に提出したお申し込みの支払のしるしを提出いたします。この期間内に申込書の提出しあがった支払がなければならぬ場合、当社にお申し込みがなかったことと取り扱います。旅行契約は、当社が旅行契約を締結し旅行代金を受領したとに成立するものとします。②当社が実施する旅行代金全額会社のお金目録(以下「お金目録」といいます)と①のお金目録の署名なしに旅行代金と取消料の提出しあがったことを条件に①にお申し込みの旅行契約にお申し込みの旅行契約を締結し、旅行代金全額を返金いたします。

国内申込金一覧表

お申し込みの条件：未成年の方の申し込みは、保護者の同意書が必要ですが、中学・高校以上の参加には、保護者の同行を条件とさせていただきます。（但し、同一コースを除きます）満7歳以上の方は、医師の診断書の提出と同伴者の同行を条件としていただきますが、必ずしも旅行代金の適用へ追加されずお客様の自由な選択が可能です。場合によっては12歳以上または人料金・満足以上（航空機利用コースは満足以上・交通費利用コースは満足以上）に2歳未満の方の料金に注釈があります。＊旅行先に含まれないもの：本ホームページにされている表示より、入国通貨・観光料金・宿泊料金・食料料金・土産銭等、その他記事項目で電報・電話料以外に本ツアーに付いていません。通商手帳取得料も必要となります。また、旅行中に発生する(1)船泊手荷物料金(2)タクシー・電車・バス・電報料、ホテル・レストランに付いて発生する(3)諸施設利用料や個人的な娯楽費用(4)保険料(5)小売品等の購入代金(6)送迎車賃(7)小旅行の代金(8)その他諸費用はお客様ご自身の責任においてお支払いください。

旅行契約内訳表：代金の受取先は、天災地変、暴風、地震、盗難、送附・消滅・賠償関係の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の契約計画にない運送手段の変更その他の提供側の正当かつ合理的な事由が生じた場合に限り、契約の内容を変更することとなります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動による運送手段の大幅な超過と利用する運送機関の業務上の支障の発生があった場合には旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してより15日以前に当該日程においてお客様にその旨をお知らせいたします。お客様には旅行契約の解除、又は客負担により次定額を返金請求した上で旅行契約を解除することができます。その為、申し渡された金額には、お客様が当該支拂金に於ける常規の取扱いに関する事項を含む申し渡し日より10日前までに

旅行開始日の前日から起算して						旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の解除又は無連絡不参加
11日前まで	10日～8日前	7日～2日前						
無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%			

※お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われなときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合も上記取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(一例示) ①旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われたとき、a. 旅行開始日または終了日の変更、b. 観光地・観光施設・その他の目的の変更、c. 宿泊施設の変更、d. 宿泊施設の客室の種類・施設・景観の変更 ②旅行代金が増額された場合。③当社が確定日程表を規定の日までに交付しない場合。④当社が責任を拂うべき事由により、当社の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

●最少催行人員：お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかった場合は中止することがあります。この場合は旅行開始日の前日か起算して、13日目(日帰り旅行については、3日目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知し、お預かりしている旅行代金は、全額お返しします。

★総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明点がありししたら、ご遠慮なく表記の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

[illegible]

●当社の責任：当社はお客様が募集企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、旅行業契約特別補償規程により、一定の補償金及び見舞金を支払います。●旅程保証：(1)当社は、別表Iに掲げる契約内容の必要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。(又は、お客様の了承の上、同等以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります)

表1-1 (変更補償金(半))		
変更補償金の額＝1件につき下記の率×旅行代金 当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降に お客様に通知した場合
[1] ヴェント又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
[2] ヴェント又は確定書面に記載した入地する観光地又は観光施設 (レストラン含みます)その他の旅行の目的の変更	1.0%	2.0%
[3] ヴェント又は確定書面に記載した運輸機関の等級または設備のより低い料金の ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がヴェント又は確定書面に 記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
[4] ヴェント又は確定書面に記載した運輸機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
[5] ヴェント又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地又は空港又は旅行終了 地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
[6] ヴェント又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の 乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
[7] ヴェント又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
[8] ヴェント又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観 その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
[9] 上記[1]～[8]に相づける変更のうち募集・ヴェント又は確定書面のファアータル中 に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスとの間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
注2：⑨に掲げる変更については、⑪～⑮の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

注3：1件とは、運輸機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注5: [3][4]に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。

注6：[4] 運送機関の会社名の変更、[7] 宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。
注7：[4] 運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(2)当社は天災地変等の免責事項の場合は、変更補償金及び見舞金をお支払いいたしません。(3)変更補償金の額は、お客様おひとりに対して一旅

●お客様の責任：お客様の故意又は過失、法令または公序良俗に反する行為または当社旅行業約款の規定を守らないことにより当社が被害を被

た場合、当社は当該のお客様から損害賠償を申し受けます。

りましたら、ご遠慮なく表記の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

ただ、ご旅行の予約や申し込みの際に必要とされる個人情報（氏名・生年月日・性別・住所）を収集し、お客様の個人情報を適切に管理いたします。また、お客様が本サービスを利用するにあたって必要な範囲内で利用させていただきます。④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。(2)当社は、当社が保有する

業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申し込みの簡素化、催し物内容等のご
考の氏名については、株式会社エムトラベル徳島のホームページ(<https://www.air-travel.in>)をご参照ください。